

高齢者インフルエンザ予防接種予診票の紛失事案の発生について

市内の予防接種協力医療機関（1カ所）において、高齢者インフルエンザ予防接種の予診票を紛失したことによる個人情報の滅失事案が発生しましたので、お知らせします。

対象の被接種者の皆様にご迷惑をおかけしたことを心よりお詫び申し上げますとともに、再発防止に努めてまいります。

1 事案の概要

昨年度実施した高齢者インフルエンザ予防接種において被接種者が記入した予診票の一部について、本市が委託している協力医療機関内で紛失し、個人情報を滅失したものの。

2 経緯

本年4月、当該医療機関から、高齢者インフルエンザ予防接種の請求について問い合わせがあり、詳細な内容を聴取したところ、令和5年11月以降に接種した予診票の一部が医療機関内において紛失していることが判明した。現時点においても当該予診票は見つかっていない。

なお、本件に係る個人情報の漏洩は確認されていない。

3 滅失した個人情報

当該協力医療機関で高齢者インフルエンザ予防接種を受けた43人分の氏名、住所、生年月日、既往歴等の個人情報

4 発生原因

当該医療機関内において、本市への請求事務作業を行う中で、職員間の事務引継や文書管理が徹底されていなかった。

5 対象者への対応

本市から対象者へ、書面にて、経緯の説明と謝罪を行った。

なお、当該医療機関からも対象者へ謝罪を行っている。

6 再発防止策

当該医療機関を含め、全ての予防接種協力医療機関に対して、個人情報の管理徹底を周知して注意喚起を行う。

<参考>

1 千葉市高齢者インフルエンザ予防接種事業

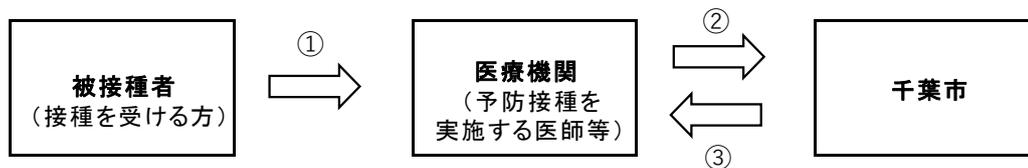
毎年度、秋から冬（令和5年度の実施期間は10月1日から12月31日）にかけて実施している定期予防接種事業

【事業概要】	
・対象者	65歳以上の方、60～64歳で心臓・腎臓・呼吸器機能・免疫機能（ヒト免疫不全ウイルスによる）に身体障害1級相当の障害を有する方
・接種方法	医療機関での個別接種
・自己負担金	1,800円 （生活保護受給者、市民税非課税世帯に属する方等は免除）

2 予診票について

定期予防接種を実施する前に、被接種者が、その日の体調や病歴等を記入し、接種を受けることについてご署名いただく、個人情報に記載された書類。

3 高齢者インフルエンザ予防接種事業の予診票の流れ（被接種者・医療機関・千葉市）



- ① ご記入・提出
- ② 提出
- ③ 接種費用支払い(③の後は千葉市で予診票を保管)

※本事案は①と②の間の、医療機関内で起こったものです